

茨城県議会議員一般選挙

12月10日は、茨城県議会議員一般選挙の投票日です。今回の選挙は、県議会議員の任期満了に伴い行われるものです。つくばみらい市の代表として県政を任せる人を選ぶ大切な選挙です。棄権しないで必ず投票しましょう。

※今回の一般選挙は、「市町村の合併に伴う茨城県議会議員の選挙区の特例に関する条例」の規定により、市町村合併により郡市の区域に変更が生じても従前の選挙区によって行われることとなります。このため、つくばみらい市は、合併前の筑波郡選挙区となり、区域は市の区域となります。また、選挙すべき定数は1人です。

投票できる方

今回の県議会議員一般選挙で投票できる方は、次のすべてに該当し、つくばみらい市の選挙人名簿に登録されている方です。

- 昭和61年12月11日までに生まれた方
- 平成18年9月1日までにつくばみらい市に転入届出をして、現在引き続き3か月以上市内に住所を有する方

投票するには

投票所の入場券は、みなさんのお宅へ郵送します。投票日当日は、入場券を持参し、入場券に記載されている投票所で投票してください。なお、入場券は、2人分の入場券

を1枚のハガキで発行します。で、投票の際にはご自分の分を切り取って投票所にご持参ください。

入場券が届かなかつたり紛失した場合でも、選挙人名簿に登録されていれば投票することができます。本人であることが確認できるもの(運転免許証など)を持参して、投票してください。

市外へ転出した方

つくばみらい市の選挙人名簿に登録され、平成18年8月10日以降につくばみらい市から県内の市町村に転出し、その後、他の市町村に転出していない方は、「引き続き県内に住所を有する証明書」(現住所地の市町村長の発行したもの)を提示す

ば、つくばみらい市で投票できません。

※なお、県外に転出した方は、茨城県議会議員一般選挙の選挙権はありません。

市内に転入された方

平成18年9月2日以降に県内からつくばみらい市に転入届を提出された方は、つくばみらい市の選挙人名簿には登録されません。前住所地(選挙人名簿登録地)の市町村で投票することになります。

期日前投票と不在者投票

投票日に、投票所へ行って投票できない方のために、期日前投票制度と不在者投票制度があります。

○期日前投票ができる人

投票日に、仕事・旅行などの予定がある方は、期日前投票ができます。

▼期間

12月2日(土)～12月9日(土)

▼時間

午前8時30分～午後8時まで

▼場所

- ・つくばみらい市役所伊奈庁舎1階ロビー
- ・つくばみらい市役所谷和原庁舎1階相談室

※投票する際は、投票所入場券を持参してください。

○不在者投票ができる人

市外に滞在・旅行中の方は、滞在・旅行先の市区町村の選挙管理委員会と不在者投票ができますので、お早めに市選挙管理委員会に請求してください。投票用紙は滞在先へ郵送いたします。

また、県選挙管理委員会の指定した病院や老人ホームなどの施設に入院・入所している人は、そこで不在者投票を行うことができますので、病院・施設に申し出てください。

代理投票

身体の故障や字が書けないなどの理由で、投票用紙に自署できない方は、投票所の係員に申し出てください。係員が秘密を厳守し投票のお手伝いをします。

郵便投票制度

身体に重度の障害があるため、投票所に行って投票することができない方には、自宅から郵便で投票できる郵便投票制度があります。

○身体障害者手帳や戦傷病者手